

○国土交通省告示第三号

神戸市から神戸空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 申請者の氏名及び住所 神戸市 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目五番一号
 - 二 空港の名称及び位置 神戸空港 兵庫県神戸市
 - 三 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成九年運輸省告示第百二十三号及び平成十七年国土交通省告示第千四百六十一号を参照）
 - イ 空港の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積百六十七万六千八百五平方メートル）
 - ロ 誘導路
 - 延長 二千八十二メートル
 - ハ エプロン
 - 面積 二十三万六千九百六十四平方メートル
- 四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和十二年三月十四日

○国土交通省告示第八十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、令和五年国土交通省告示第三号の一部を改正する。

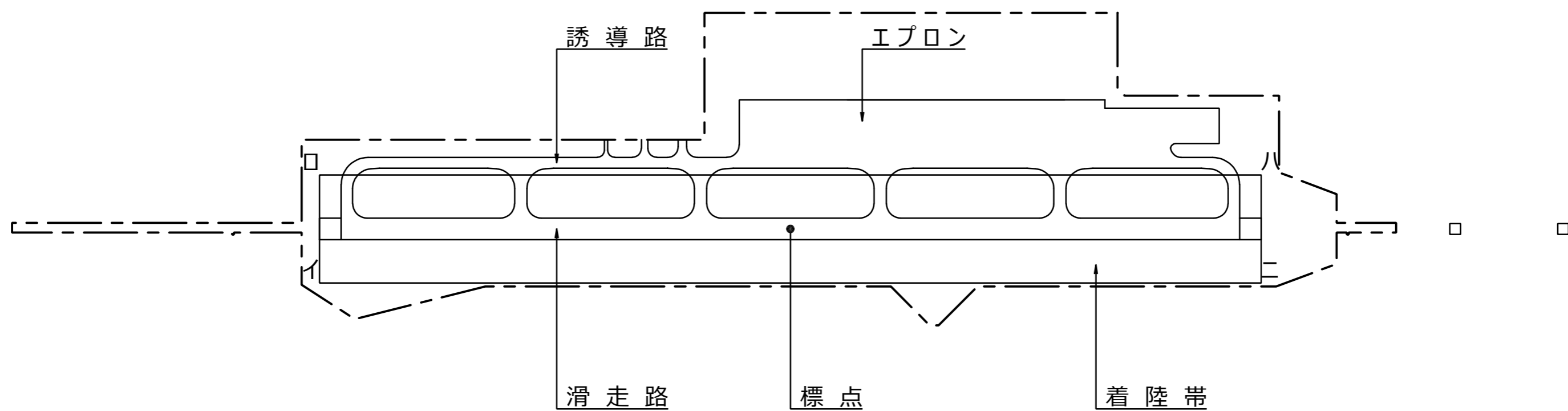
令和五年二月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第四号の次に次の図を加える。



第一図 神戸空港



0 500 1,000m